

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る
建設関連業務委託等における特例措置について次のとおり定める

1. 対象業務

建設関連業務委託等による土木設計（測量、調査）業務等委託契約書（建築設計業務等委託契約書、建築工事監理業務等委託契約書を含む。以下、「委託契約書」という。）を使用して契約をする設計、測量、調査業務等

2. 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、3に定める建設関連業務委託等の受注者は、委託契約書第60条の規定に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができるものとする。

3. 具体的な取扱い

令和6年3月1日以降に契約（議会を要する契約については、本契約日）を締結する建設関連業務委託等のうち、令和5年3月から適用した設計業務委託等技術者単価及び令和5年3月から適用した公共工事設計労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約変更を行う。

変更後の請負代金額 = $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格に相当する

価格 k ：当初契約の請負比率